

指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護事業所運営規程

株式会社 サン・ルーム

佐伯営業所

指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社サン・ルームが開設する株式会社サン・ルーム佐伯営業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の事業（以下「指定訪問入浴介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社サン・ルーム 佐伯営業所
- 二 所在地 大分県佐伯市鶴岡西町1丁目178番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護職員 1人以上… 看護師、准看護師
介護職員 2人以上
従業者のうち1人以上は、常勤で配置する。

従業者は、指定訪問入浴介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
土曜日、祝日については株式会社サン・ルームの年間勤務カレンダーによることとする。
- 二 営業時間 午前8時00分から午後5時までとする。
- 三 サービスの提供については、利用者の求めに応じて検討し、上記時間外にサービスを行うこともある。

(指定訪問入浴介護等の内容)

第6条 指定訪問入浴介護等は、訪問入浴車などで居宅を訪問し、入浴を介助する。

(利用料等)

第7条 指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 指定訪問入浴介護等サービスを利用するに当たって、利用者は次の事項に留意するものとする。

- 一 皮膚疾患等で医師の指定する石鹸・シャンプー等の処方を受けている利用者は、その旨申し出ることとする。
- 二 入浴直前の食事は、戻す原因ともなるので入浴予定時間の最低一時間前までに食事を済ませることが望ましい。
- 三 褥創等の入浴後処置の際に、医師の処方する薬及び消毒剤等がある場合、これを準備する。
- 四 風邪、発熱、入院等で入浴不可能の場合は前もって事業者連絡することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

佐伯市 臼杵市 津久見市 豊後大野市 竹田市

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定訪問入浴介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な処置を行う。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定訪問入浴介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（事故発生時の対応）

- 第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第16条 事業所は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内

二 継続研修 年1回 虐待防止・権利擁護・認知症ケア・介護予防（又は機能回復）
資質の向上、基本的な接遇マナー、コミュニケーション、個人情報保護
法令遵守、感染症予防、事故防止対策、ヒヤリハット・事例
検討 等

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社サン・ルームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 8 整備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日（又は当該処遇を行った日）から5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年11月19日から施行する。

この規程は、平成28年12月 6日一部改訂。

この規程は、平成30年 1月 3日一部改訂。

この規程は、平成30年 2月14日一部改訂。

この規程は、平成30年 4月 2日一部改訂。

この規程は、平成30年 6月 1日一部改訂。

この規程は、平成30年10月 1日一部改訂。

この規程は、令和 元年 7月31日一部改訂。

この規程は、令和 2年 9月 5日一部改訂。

この規程は、令和 6年 4月 1日一部改訂。